解散公告

当社は、平成二十九年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

沖縄県那覇市泊二丁目一番地一八Ｔ＆Ｃ泊ビル四階ＫＥＥＰＦＲＯＮＴ内

合同会社インフォバイオ

清算人　酒井　信之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年六月十一日責任役員会議の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根三九八五番地

宗教法人日蓮宗清栄教会

清算人　中島　存常

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年八月三十一日に社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

千葉県船橋市習志野台三丁目一七番一五号

東海北習志野五番館ビル一階

医療法人社団助和会

清算人　片桐　史郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年七月二十九日開催の臨時信徒総会の決議により平成二十九年十月二十五日兵庫県知事の認証を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

神戸市中央区中山手通二丁目二四番九号

宗教法人関西華僑基督協会

清算人　林　振福

解散公告（第二回）

当法人は、平成十八年八月二十日開催の理事会（理事の三分の二以上の同意）及び同日開催の評議員会の議決により平成二十年三月三十一日愛媛県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

愛媛県松山市北持田町一二五番地の一四

準学校法人高原学苑

清算人　髙原　恭子

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により、平成二十九年十月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

福岡市中央区高砂一丁目二四―七

医療法人皆見医院

清算人　皆見紀久男

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十九年九月二十七日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

北海道北斗市中央一丁目三番一〇号

北斗市土地開発公社

清算人　滝口　直人

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十月二十日美濃市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

岐阜県美濃市一三五〇番地

美濃市美濃インター前土地区画整理組合

代表清算人　須田　鋭逸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、平成二十九年十月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

三重県名張市新町一九三番地

医療法人桝田診療所

清算人　田中　成典

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十月二十六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

三重県尾鷲市矢浜一丁目二七番一一号

農事組合法人尾鷲柑橘生産組合

清算人　森田　一市

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

大阪市東住吉区山坂二丁目一九番五〇号

宗教法人八雲教本部

清算人　永田　芳樹

解散公告（第三回）

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

山口県山口市徳地八坂七〇七番地の二

有限会社富士商

清算人　藤田　敏彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年八月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十二日

熊本市中央区九品寺一丁目一番四号

医療法人社団清風会

清算人　北岡發矢郎

配当公告

三重県伊賀市小田町二〇三一番地

破産者　株式会社くわはら

右の者に対する津地方裁判所伊賀支部平成二十九年（フ）第三十二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八九、六九五、三七四円

（内優先債権額　金五二七、五七二円）

一、配当することのできる金額

金一六、八三三、七五一円

（内優先債権額　金五二七、五七二円）

平成二十九年十一月二十二日

三重県津市丸之内養正町四―一　森永三重ビル二階

破産管財人　室木　徹亮

第２期決算公告　平成29年11月22日

東京都目黒区青葉台三丁目６番28号

（旧本店　東京都品川区東五反田一丁目22番６号岡田ビル４階）

ディライトワークス株式会社

代表取締役　庄司　顕仁

貸借対照表の要旨（平成27年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	543,060
	固定資産	18,392
	繰延資産	4
	合計	561,458
負債及び純資産の部	流動負債	506,224
	固定負債	18,600
	資本金	36,633
	利益剰余金	1,000
	その他利益剰余金	35,633
	（うち当期純利益）	35,633
	合計	(47,979)
		561,458